

平成23年度 事業計画

社会福祉協議会は社会福祉法に地域福祉を推進する中核的な団体として明確に位置づけられています。

博多区社会福祉協議会は、地域住民に頼られる団体として、住民参加による、「福祉のまちづくり」を目標に、住民による助け合い活動の支援を積極的に行います。

人は、誰もが住み慣れた地域で安心して快適にいきいきと生活することを望んでいます。しかし、私たちの地域を見渡してみると、核家族化、少子高齢化、住民同士における結束力の低下、長引く経済不況などのため、自殺や孤独死、高齢者や子どもへの虐待など、深刻な問題が日々発生しています。

本会では、このような問題を解決するため、町内会単位での支えあい・助け合いの組織である「ふれあいネットワーク活動」を基盤とした地域福祉活動をさらに推進し、以下の事業を展開します。

平成23年度事業項目

- 1 住民参加による地域福祉活動の推進
- 2 ボランティア活動・福祉教育の推進
- 3 広報・啓発事業の推進
- 4 在宅生活の支援
- 5 子育て支援事業の推進
- 6 自主財源の確保
- 7 貸付事業の相談、受付
- 8 区社協組織の運営
- 9 その他の業務

1 住民参加による地域福祉活動の推進

校区社協などへの支援をとおして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現のため、次の事業を実施します。

- (1) ふれあいネットワーク活動への支援
地域で孤立しがちな高齢者、障がい者、子育て世代を対象とした日常生活の見守りや軽易な生活援助などを行う「ふれあいネットワーク活動」への助成、活動支援及び研修会の開催。
- (2) ふれあいサロン活動への支援
家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者等と地域のボランティアがゲームやレクリエーションをとおして定期的な交流を図る「ふれあいサロン活動」への助成、理学療法士の派遣などの活動支援及び研修会の開催。
- (3) 校区社協広報紙発行への支援
校区社協が発行している「校区社協広報紙」への助成、支援。
- (4) ふれあいランチ活動への支援
食事の準備が困難な高齢者などに、週1～2回、食事を配ることにより、安否確認、各種相談等を行い、交流などを行う「ふれあいランチ活動」への助成及び活動支援。
- (5) 校区社協活動への支援
共同募金を財源とした校区社協事業への助成、支援。
- (6) 歳末ふれあい事業への支援
歳末たすけあい運動募金を財源とした歳末ふれあい事業への助成、支援。
- (7) 「校区社協幹部研修会」企画委員会の設置
「校区社協幹部研修会」に、校区社協会長の声を取り入れるための企画委員会の設置。
- (8) 認知症等に関する福祉講座等の実施
認知症キャラバンメイトによる認知症講座や、その他福祉講座の開催。

2 ボランティア活動・福祉教育の推進

区ボランティアセンターの周知を図るとともに、ボランティアに関する相談や育成、情報提供など、ボランティア活動の推進を図ります。

また、福祉教育の一環として、児童・生徒の思いやりの心を育むため次の事業を実施します。

- (1) ボランティア活動の相談受付
ボランティア活動に関する相談、登録、活動紹介などのコーディネートや情報の提供。
- (2) ボランティア講座等の実施
 - ① 校区社協や公民館などとの共催による地域で活動するボランティアのための「地域ボランティア講座」の開催。
 - ② 子育て、精神障がい者、高齢者等を支援するボランティアの発掘・育成のための「ボランティア入門講座」の開催。
 - ③ 学校や公民館等からの依頼を受けた「福祉教育」(アイマスク歩行や

車いす体験等)への協力。

- (3) ワークキャンプの開催
学生のボランティア活動への参加意欲の高揚を図るため、ボランティア体験を行う「ワークキャンプ」の開催。
- (4) ボランティアルーム及び備品の利用受付
ボランティア活動支援のためのボランティアルームの利用や印刷機材、レクリエーション用具の貸し出し。
- (5) ボランティア保険等の受付
ボランティア活動を行う際の事故に対応するためのボランティア保険・ボランティア行事用保険の受付。

3 広報・啓発事業の推進

区民の社会福祉についての理解と関心を高めるとともに、福祉活動やボランティア活動への参加を促進するため次の事業を実施します。

- (1) 区社協広報紙「ほっとハートはかた」の発行(年3回)。
- (2) 「まつりはかた」等地域イベントでの「福祉体験コーナー」の設置。
- (3) 市社協ホームページ上の区社協ブログへの各種事業の掲載。
- (4) ボランティア情報等を広く多くの市民へ提供することを目的とした、市社協、区社協、保健福祉センターの専用掲示板での情報提供。

4 在宅生活の支援

高齢者や障害者等が在宅で生活できるよう次の事業を実施します。

- (1) 日常生活自立支援事業の実施
高齢による認知症や精神・知的障がいにより、日常生活上の判断に不安を抱えている人々の在宅生活を支援することを目的とした金銭管理や福祉サービスの利用援助の実施。
- (2) 高齢者賃貸住宅入居支援事業の実施
高齢者の円滑な賃貸住宅への入居支援及び入居後の定期的な見守りサービスや生活支援サービスの実施。
- ※ (3) ずーっとあんしん安らか事業の実施
 - ① 見守りサービス
 - ② 預託金サービス
- (4) 在宅介護者のつどいの開催
在宅介護者の心身のリフレッシュと介護情報の提供等を目的とした日帰りバスハイク「在宅介護者のつどい」の開催。
- (5) 障がい者交流バスハイクの開催
外出する機会が少ない障がい者とその家族のリフレッシュと、レクリエーションボランティアとの交流を目的としたバスハイクの開催及び、ボランティアの募集。
- (6) 無料又は低額診療相談
疾病等を抱えているにもかかわらず、通院することが困難な低所得者等を対象に、協力病院を紹介する「無料又は低額診療相談」の受付。

5 子育て支援事業の推進

- (1) 「ファミリー・サポート・センター」事業の実施。
事業の活性化と会員の拡大を図るための広報活動の強化、会員の交流会、地域社会における子育て支援体制の基盤づくりの推進。
- (2) 子育て支援事業
博多区で取り組まれている地域の子育て支援活動のひとつである「子育てサロン」を支援するため、その開始時の経費助成及び、希望するサロンに対する、保育士の派遣。
- (3) 「子どもすくすく事業」
歳末たすけあい運動募金を財源とした歳末子どもすくすく事業への助成、支援。

6 自主財源の確保

区社協独自の福祉事業を推進するうえで必要な自主財源を確保するため、校区社協の理解と協力のもと、市民や企業・団体から賛助会員や寄附金等の募集を行うとともに、区社協広報紙に有料広告を掲載します。

7 貸付事業の相談、受付

- (1) 生活福祉資金の相談、受付
厳しい雇用経済情勢に対応するため、失業者、低所得者、障がい者又は高齢者に対する資金の貸付の相談、受付。
- (2) 生活保護世帯等一時貸付金の受付
生活保護世帯等の生活安定のために必要な資金の貸付の受付。

8 区社協組織の運営

- (1) 理事会、評議員会の開催
- (2) 地域福祉部会の開催

9 その他の業務

- (1) 福祉バス利用の申込受付
- (2) 共同募金の受付
- (3) 車いすの貸し出し
- (4) 「秋祭り in 博多」への協力。
- (5) 民生委員・児童委員互助共励事業の受付
- (6) 各種顕彰への推薦